（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第七条の二**　（略） 2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万八千八百二十円とし、前項に規定する場合にあっては一万九千五百二十円とする。	（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第七条の二**　（略） 2　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万四千八十円とし、前項に規定する場合にあっては一万四千百六十円とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第４号

地方更生保護委員会委員長
保護観察所長

保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年７月15日　　法務大臣　上川　陽子

保護司の証票及び記章に関する訓令の一部を改正する訓令

保護司の証票及び記章に関する訓令（平成20年法務省訓令第３号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（様式等） **第２条**　［略］ 2　証票は、法務大臣が保護司の委嘱の日に発行するものとする。ただし、保護司が再任された場合において当該保護司の証票が有効であるときは、発行しない。 3　［略］ （証票及び記章の交付者） **第４条**　証票及び記章の交付者は、保護司が配属された保護区を管轄する保護観察所の長とする。 （交付簿） **第５条**　証票の交付者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、交付番号、発行及び交付の年月日並びに交付を受ける者の氏名を記載するものとする。	（様式） **第２条**　［同左］ ［項を加える。］ 2　［同左］ （交付者） **第４条**　証票の発行者及び記章の交付者は、保護司が配属された保護区を管轄する保護観察所の長とする。 （交付簿） **第５条**　証票の発行者は、証票交付簿を備え、証票交付簿及び証票には、発行番号、発行の年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。
2　記章の交付者は、記章交付簿を備え、記章交付簿には、記章の交付年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。 （事故届等） **第７条**　証票又は記章を破損し、又は紛失したときは、その旨を速やかに証票又は記章の交付者に届け出なければならない。 2　証票又は記章の交付者は、前項の届出を受けたときは、これを確認した上、証票又は記章を再交付するものとする。 （返納） **第８条**　証票及び記章は、保護司の身分を失ったときは、直ちに証票又は記章の交付者に返納しなければならない。 （有効期間） **第９条**　証票の有効期間は、発行の日から10年とし、有効期間の満了した証票は、証票の交付者が遅滞なく回収するものとする。 （証票の発行の代行） **第10条**　保護観察所の長は、その管轄区域内における保護区に配属された保護司の証票の発行を代行することができる。	2　記章の交付者は、記章交付簿を備え、記章の交付年月日及び交付を受ける者の氏名を記載するものとする。 （事故届等） **第７条**　証票又は記章を破損し、又は紛失したときは、その旨を速やかに証票の発行者又は記章の交付者に届け出なければならない。 2　証票の発行者又は記章の交付者は、前項の届出を受けたときは、これを確認した上、証票を再発行し、又は記章を再交付するものとする。 （返納） **第８条**　証票及び記章は、保護司の身分を失ったときは、直ちに証票の発行者又は記章の交付者に返納しなければならない。 （有効期間） **第９条**　証票の有効期間は、発行の日から10年とし、有効期間の満了した証票は、証票の発行者が遅滞なく回収するものとする。 ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。